



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月11日火曜日 第2015号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地収用法に基づく事業の認定	1190
道路の供用開始（県道八幡浜宇和線）	1191
道路の区域変更（国道317号）	1191
道路の区域変更（県道北条玉川線）	1191

告 示

○愛媛県告示第1577号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年11月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称 西条市
- 2 事業の種類 西条市大町公民館建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
愛媛県西条市大町地内

- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、愛媛県西条市大町地内において施行する「西条市大町公民館建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、西条市が設置する公民館であることから、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
公民館は社会教育法第21条の規定により市町村が設置するものとされており、これに基づき本件事業は、西条市議会において西条市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、西条市は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

西条市総合計画は「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現を目指し、これを達成するために必要な施策の大綱等を示している。この中において、市民一人ひとりに

対して多様な学習機会の提供に努め、そこで得た知識等を社会に還元する「仕組みづくり」を推進し、生涯学習の拠点である公民館の設備、機能の充実を図ること等を掲げている。

大町地区の公民館の状況としては、平成16年の市町村合併に伴い、大町公民館の近隣にあった旧西条市中央公民館が西条市総合文化会館として利用されることとなったため、その利用者が近隣の公民館に活動場所を求めることとなった。しかしながら、同公民館はホールの規模、部屋数等その設備が不十分であるため、市民の需要に対応しきれず、地区住民からも施設の整備充実の要望が強く寄せられるなど、改善する必要が生じている。

本件事業の施行によって、大町地区における市民の要望にかなう適正な規模の公民館が整備され、地区住民の生涯学習活動の推進に寄与するものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境への大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営によって、大気や土壌汚染、水質汚濁、騒音、悪臭といった悪影響を周囲に及ぼすものではないことから、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

現在の大町公民館は、ホールの規模、部屋数等その設備が不十分であるため、住民の要望に対応しきれず、一部使用を断っている状況であることから、早期に公民館を整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、一時的な利用に供される範囲は存在しないため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
西条市役所

○愛媛県告示第1578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田1番耕地456番8から 同市五反田1番耕地422番13まで	平成20年11月11日

○愛媛県告示第1579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
国 道	317号	今治市玉川町長谷乙5番7から 同町長谷乙15番4まで	旧	メートル 12.0～75.0 14.0～71.0	キロメートル 0.154 0.117	道路台帳 付図【57】 -17から 【57】-20 まで【57】 -4から 【57】-9 まで
		今治市玉川町長谷乙5番7から 同町長谷乙15番4まで				

○愛媛県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
主 要 県 道	北条玉川線	今治市玉川町藤原甲760番1地先から 同市玉川町藤原甲780番1地先まで	旧	メートル 6.0～14.0	キロメートル 0.101	道路台帳 付図【25】 -13から 【26】-1 まで
		今治市玉川町藤原760番3から 同市玉川町藤原780番5まで				